

# 福祉用具販売に係る重要事項説明書

## 1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	株式会社はまりハ
代表者（役職・氏名）	代表取締役 臼居 優
本社所在地 （連絡先・電話番号等）	〒227-0043 横浜市青葉区藤が丘 2-1-7
法人設立年月日	2014年 12月

## 2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

### （1）事業所の所在地等

事業所名称	はまりハ福祉用具ヘルスケアサポート
介護保険指定 事業所番号	1473203881
事業所所在地	〒241-0801 横浜市旭区若葉台 3-3-1
連絡先	045-465-6199
通常の事業の 実施地域	横浜市旭区、横浜市緑区、横浜市青葉区

### （2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者又は要支援者に対し、事業所の福祉用具専門相談員が適正な特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とします。
運営の方針	<p>1 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行います。</p> <p>2 事業所の福祉用具専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図ります。</p>

3	事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
---	--

### （3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで（祝日含む）ただし、12月29日から1月3日までを除く
営業時間	9時から18時

### （4）事業所の職員体制

管理者	船渡川 誓
-----	-------

	常勤（人数）		非常勤（人数）	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者	1名	0名	0名	0名
福祉用具 専門相談 員	2名	0名	0名	1名

### （5）特定福祉用具販売の取扱い種目

<input checked="" type="checkbox"/> 腰掛便座	<input checked="" type="checkbox"/> 入浴補助用具 ※1
<input checked="" type="checkbox"/> 自動排泄処理装置の交換可能部品	<input checked="" type="checkbox"/> 簡易浴槽
<input checked="" type="checkbox"/> 排泄予測支援機器	<input checked="" type="checkbox"/> 移動用リフトのつり具の部分

※1…入浴補助用具とは、以下の①～⑦です。

- ① 入浴用椅子
- ② 浴槽用手すり
- ③ 浴槽内椅子
- ④ 入浴台
- ⑤ 浴室内すのこ
- ⑥ 浴槽内すのこ ⑦ 入浴用介助ベルト

### 3 提供するサービスの内容及び費用等について

#### （1）福祉用具貸与計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容を利用者説明し、同意を得たうえで、交付します

#### （2）基本料金

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載されている料金（以下、購入費という。）によるものとし、原則、購入費の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額となります。

購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日～3月31日の12ヶ月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額（10割）ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

#### （3）その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	なし
-----	----

#### （4）支払い方法

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	請求書に記載の日（祝休日の場合は直前の平日）までに、当事業所が指定する下記の口座にお振り込みください。 横浜銀行 青葉台支店 普通口座 6158210
現金払い	購入時（搬入日）の当日に、現金でお支払いください。

## 4 衛生管理等について

- （1） 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- （2） 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

## 5 身分証携行義務

- （1） サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 6 事故発生時の対応について

- （1）利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （2）利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- （3）事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

## 7 苦情等の相談窓口について

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	窓口責任者 船渡川 誓
	ご利用時間 9時～18時
	ご利用方法 電話：045-465-6047 FAX：045-442-3294
	住所：〒241-0801 横浜市旭区若葉台 3-3-1 面接：はまりハ福祉用具ヘルスケアサポート内相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

神奈川県庁 介護保険課	045-210-4965
神奈川県庁 高齢者保険課	045-210-4738
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）	045-329-3447
横浜市 はまふくコール	045-263-8084
横浜市福祉局介護保険課	045-671-4252
青葉区役所	045-978-2323
緑区役所	045-930-2323
港北区役所	045-540-2323
瀬谷区役所	045-367-5656
旭区役所	045-954-6161
大和市役所	046-263-1111
川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課	044-200-2678
宮前区役所	044-856-3113
幸区役所	044-556-6666

## 8 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

(1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。

(2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。

(3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。

なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

(4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

## 9 虐待の防止のための取組について

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	船渡川 誓
---------------	-------

(2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。

(3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

## 10 身体拘束等の原則禁止

当事業所はサービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急・やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行わないものとします。

(1) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急・やむを得ない理由を記録します。

(2) 事前に、利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明します。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。事前に説明を行わなかった場合には身体的拘束等を行った後速やかに利用者又はその家族に身体的拘束等の態様等を説明します。

## 11 サービスの提供内容に係る記録・保管

(1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。

(2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事説明しました。

【事業者】 横浜市青葉区藤が丘2-1-7  
株式会社 はまりハ  
代表取締役 臼居 優

【事業所】 横浜市旭区若葉台 3-3-1  
はまりハ福祉用具ヘルスケアサポート  
管理者 船渡川 誓

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また8(2)に記載している個人情報の使用についても、同意します。

\_\_\_\_\_年 月 日

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

署名代行者（又は法定代理人）

本人との続柄 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_